

羽幌町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に、給付金を支給します。

支給金額

1世帯 7万円

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で羽幌町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯

次の世帯は対象外となります

- 住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
- 支給対象世帯主が亡くなれば世帯が消滅した場合
- 世帯内に未申告の方がいる場合（財務課税務係で住民税の申告を行う必要があります）

手続きの流れ

対象となる世帯に、支給案内書または支給要件確認書を郵送しています。

※ 令和5年12月1日以降に羽幌町から他の市区町村へ転出した世帯についても羽幌町から郵送しています

(1) 支給案内書が届いた世帯

羽幌町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給した世帯

- 受給手続きはありません
- 羽幌町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給した口座へ順次振込まれます
※ 振込先口座の変更を希望される場合または給付金の受給を辞退する場合は手続きが必要ですのでお問合せください

(2) 支給要件確認書が届いた世帯

羽幌町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給していない世帯

- 支給要件確認書に必要事項を記入し、証明書類とともに、令和6年2月28日(必着)までに町に返送または役場総合窓口、天売支所、焼尻支所のいずれかへ提出して下さい
※ 手続き完了後、支給決定通知書を郵送します
- 給付金の振込は、支給要件確認書を羽幌町が受理してから1か月程度かかります

この給付金は一時所得として所得税の課税対象となります。
一時所得は、計算上50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とはなりません。

本件を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

羽幌町からATMの操作をお願いすることや給付のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。